

# 奄美群島編年史料集編纂の試み

石上英一

## 序

私のこれまでの、奄美諸島史についての取り組みは、「奄美諸島史を学ぶ」(石上、二〇〇二)に記したように、一九八八年度から二〇〇〇年度まで参加した鹿児島短期大学付属南日本文化研究所の奄美諸島学術調査によるものであった。この奄美諸島学術調査は、毎年八月末～九月初の時期に一週間ほど、奄美諸島の諸地域の学術調査を、学校教育・動物学・植物学・歴史学・考古学などの諸分野の鹿児島短期大学内外の研究者が参加して、地域の教育委員会等の協力を得て行うものであった。私は、当時、鹿児島短期大学長の歴史学の三木靖先生、東京での古代史の研究会での友人であった小林敏男氏に導かれて、地域の史料収集や聞き取り調査を行うことができた。

一九八八年九月の南日本文化研究所の奄美大島の笠利町調査の機会に、鹿児島県立図書館奄美分館の書庫の郷土資料書架と、奄美博物館の「名瀬市史編纂委員会資料」の閲覧の機会を得て、膨大な前近代奄美諸島史料の蓄積を知った。名瀬市誌編纂委員会(一九六二年発足)による『名瀬市誌』の前近代の歴史分野の編纂は、文書・記録を「名瀬市史編纂委員会資料」として集積し、それらに基づく史料実証により行われた(上巻、

一九六八年刊)。「名瀬市史編纂委員会資料」は、現在、奄美市奄美博物館(一九八七年七月、名瀬市立奄美歴史民俗資料館として開設)に所蔵されている。また、奄美郷土研究会(一九五八年正月創設)の活動や名瀬市誌編纂事業に関わる史料は、鹿児島県立図書館奄美分館(現、鹿児島県立奄美図書館)にも収蔵された。

私は、これらの史料群に基づく歴史情報を地域史研究に役立てることができると感じた。また、文書・記録に基づいた奄美諸島の社会経済史の実証研究である松下志朗『近世奄美の支配と社会』(第一書房、一九八三年)に学び(石上、二〇一二B)、史料に基づく客観的かつ実証的な地域史研究の基盤造りの必要性も感じた。そこで、私は、当時の勤務先であった東京大学史料編纂所での経験をもとに、奄美諸島史研究の基礎史料集成の一つとなすべく「奄美群島編年史料集稿」の編纂を考え、南日本文化研究所の『南日本文化』に、一九九〇年三月より掲載を始めた(石上「奄美群島編年史料集稿」一～八)。本稿では、「奄美群島編年史料集稿」の編纂方針と、その近世編への展開の課題について論じたい。

### 一 「奄美群島編年史料集稿」の編纂方針

当初は、私の専門分野が古代史であったこともあり、また近世史料は膨大であることも松下『近世奄美の支配と社会』でわかっておりかつ同書に重要な史料はほぼ全て利用されていたので、琉球国統治期の編年史料集の編纂を対象とした。また、対象となる時期を琉球国統治期に限定し、日本古代並行期を対象

から外したのは、既に松田清『古代・中世奄美史料』（JCA出版、一九八二年）があり、古代の奄美諸島関係史料の広範な採録が試みられていたので、それとの重複を避けるためであった。

編年史料集の名称に「奄美群島編年史料集稿」と「稿」の文字を加えたのは、一九八八年九月に初めて調査に参加し翌年に『南日本文化』に原稿を提出しなければならなかったので逐次の追補と体例の再検討が必要になると考えたこと、将来、対象とする時期が拡大することにより体例や史料収載方針が変わる可能性を考えたこと、対象とする奄美諸島と関わる琉球史料・薩摩史料の採録の範囲が将来において変わり得ること、さらに編年史料集から史料に溯る利便性と編者自身が原史料やその写真版などを利用することができないために当面は二次史料を使用するが将来において原史料利用の機会を得て補正が必要となること、などを考慮してのことであった。

編纂の目的は、奄美諸島内外に存在する奄美諸島に関わる膨大かつ多様な史料を、奄美諸島地域社会、学界で自在に使えるような環境を作ることにあつた。<sup>3)</sup>史料集は原史料やそれらの正確な複本・画像から作成するのが原則である。しかし、奄美諸島史料（近現代における奄美諸島から諸島外への搬出分も含む）、薩摩史料（鹿児島藩などの島津諸家、それらの家臣、海運業者などの史料）、日本史料（薩摩史料以外の日本の史料）、琉球史料、朝鮮史料、中国史料、欧米史料など多岐に渡り、筆者単独の史料の調査では、限られた時間と個人的作業の限界により全ての史料に

ついて原本やそれらの複本・画像を利用することは難しい。また、奄美諸島の市民にとっても、編年史料集のもととなった史料を、間接的であっても、それらを引用した論文や史料集・地域誌により確認できる状況の実現は重要であるとも考えた。そこで、原史料を調査・複写できない史料は、当面の措置として（編年史料集稿掲載後、より正確な史料情報に接することができた場合や、補うべき史料を知った場合は、随時補訂することを前提とする）、積極的に既存の著作・論文、史料集・地域誌から引用することとした。また、文学史料（『おもろそうし』など）、絵画史料（日本列島を描いた中国・朝鮮・ヨーロッパの地図、奄美諸島を描いた日本の地図、奄美諸島を描いた絵画）、外国史料（航海記・漂流史料、欧米の日本・琉球・中国・朝鮮関係史料、中国・朝鮮の日本・琉球関係史料）などは、当面は略さざるを得なかった。さらに、間切役人層の経歴情報の宝庫である墓碑銘も、個人では調査が困難なので、当面省略することとした。

これらのことを前提に、「奄美群島編年史料集稿」一に次の凡例を掲げた。

- 一、一六〇九年（慶長十四年）の薩摩藩による征服より以前の時期に関わる史料を、編年して収める。
- 二、史料は、綱文のもとに、同一事象に関するものを集め、それぞれ、史料名・巻冊等・出典（あるいは所蔵者・所蔵地）、史料、按文で構成する。
- 三、原則として常用字体を使用する。読点・返り点、文書の体裁は、引用した史料集から改めたところもある。

体裁は『大日本史料』に準拠したが、綱文・按文は、口語体平仮名にて記述し、史料は史料集・論文等に収録されている場合はそれらを用いた。年紀は、西暦・年号（宋・元・明年号。琉球国統治期は必要に応じて琉球国中山王在位年。鹿児島藩統治期は和年号）と干支で表わした。また、史料は、実際には原史料やその複写版を利用することもあるが、出典は既刊文献がある場合は、利用者の便宜のために、それらを表記した。

なお、琉球国と日本との関係の史料は、膨大にあるが、それらは『大日本史料』『史料綜覧』『大日本史料稿本』に譲り、「奄美群島編年史料集稿」では省略することとした。また、奄美諸島を辺境領とする琉球国の史料は、史書の記事、辞令書など奄美諸島に関わるもののみを採録することとした。

## 二 編年史料の近世期への延伸

慶長十四年（一六〇九）の島津軍による奄美諸島占領の時期までの編年史料編纂に目途がついた段階で、「奄美群島編年史料集稿」五（一九九四年八月刊）から収載する時代を元和九年（一六二三）までと改めた（但し、元和検地の終了との関係で寛永元年（一六二四）六月まで収録した）。鹿児島藩による、琉球国統治体制の払拭と新たな近世社会的統治の転換点となる大島置目の発令された元和九年まで、「奄美群島編年史料集稿」を進めたのである。更に、既刊の時期の補遺は、後続の号で、順次、追補した。そこで、「奄美群島編年史料集稿」一〜八の条文は、綱文一覧として「奄美諸島編年史料集稿一」（石上、二〇〇五B）

に編年順に整理した。

編年史料集編纂が慶長十四年の島津軍の奄美諸島・琉球侵攻に及び、また一九九四年から史料編纂所の島津家文書（「島津家文書」・「島津家本」・『旧記雑録』（『薩藩旧記雑録』）及び諸家文書等の総称として用いる）のマイクロフィルム撮影と『島津家文書マイクロフィルム集成』の公開、データベース公開に関わる機会を得たこともあり、日本古代史を専門とする者として専門外ながら、鹿児島藩統治期の近世前期にも編年史料集を延長させることを始めた。<sup>(4)</sup>

編年史料集編纂の経験により、琉球国統治期の奄美諸島史の概観を、「古奄美諸島社会研究の視角」（石上、一九九九）・「琉球の奄美諸島支配の諸段階」（石上、二〇〇〇A）において行った。さらに、「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」（石上、一九九八C）において、古琉球統治期に関わる近世史料の信頼性の検証を行い、「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提」（石上、二〇〇三）において、慶長十四年（一六〇九）の島津軍の奄美諸島侵攻、その後の奄美諸島検地と慶長十八年（一六二三）の琉球国統治期の間切役人層への知行宛行の史料を検討した。その過程で、「奄美群島編年史料集稿」五でいくつかの文書を収録した慶長十八年九月知行目録と同六でいくつかの写本（原本の複写版も含む）を紹介した元和九年大嶋置目について、それらが奄美諸島全域に及ぶ同時大量発給文書であることを認識した。

慶長十八年九月知行目録は、琉球国統治期の間切役人を新た

に鹿児島藩統治のための間切役人に再編・任命するための家老連署状で、宛先は知行を宛がわれる間切の諸役であり、一間切に数通ずつとして（与人等の諸役）、喜界島・大島（加計呂麻島等を含む）・徳之島・沖永良部島・与論島で、同時に、百通前後は発給されたと考えられる。実際に、惣与人・与人・目指などに発給された知行目録の原本・写本・原本写真版が八通（正本と写本が二組なので総計は一〇通）<sup>5)</sup>現存する。

元和九年閏八月二十五日大嶋置目には、現在、九本が伝えられ、そのうち松岡家本（前欠）と和眞至氏所蔵本（長田（大和）須磨文庫）<sup>6)</sup>架蔵写真版による）が原本である。大嶋置目は、大島と喜界島の間切宛（受領者は与人と考えられる）に発給されたもので（後に間切役人の家に伝えられた）、「二郡（間切）に与人三人を置く」と第四条に定めるので、大島七間切だけで二一通、当時大島代官が統治していた喜界島五間切は間切の規模が小さいので一間切一人と仮定して最低五通、の計二六通が発給されたことになる。また、徳之島（三間切）・沖永良部島（三間切）・与論島（当時、沖永良部島・与論島は徳之島代官統治）にも同様の置目が公布されたとする、一間切一通として最低七通（徳之島の間切は、後に各間切が二嚙に分かたれるので、当時から与人が一間切二人の可能性もあり、その場合は三島合計一〇通）は公布されていることになる。したがって、元和九年置目は、大島・喜界島だけで最低二六通が公布され、徳之島・沖永良部島・与論島に可能性として七通から一〇通、またはそれ以上の数が公布されたこととなる。現在に伝わる大嶋置目（うち一通は「喜界島置

目」と称されて喜界島に伝わる）は、実際に、五人の家老の連署の順、条文内の文字（条文が欠ける写本はあるが、条文の順番の前はない）に違いがあり（家老連署の順には四例がある）、原本である松岡家本と和眞至氏所蔵本でも家老連署の順が異なり表記が異なる条文がある。本文の文字の異同や家老連署の順番の前後は、同時大量発給であるために複数の書役が参与したことにより生じたものと考えられる。慶長十八年知行目録群と元和九年大嶋置目群は、鹿児島藩の同時大量発給文書の事例として、古文書学にとっても重要な例であろうと考える。

このような慶長十四年～元和九年の時期の近世初期の編年史料編纂を踏まえて、近世前期編の編纂に進むこととした。その理由は、元和九年大嶋置目による統治体制が寛永期にさらに整備され、元禄年間にサトウキビ生産が開始されて宝永・正徳・享保年間に統治体制が転換するので、サトウキビ生産の開始期までの編年史料集が必要と考えたからである。また、一八世紀第一四半世紀までなら、史料数も把握できる範囲であり、また奄美諸島全体を対象とする編年史料集も可能であるので、何とか筆者個人でも編纂可能であろうと考えたのである。

そこで、まず、元和九年大嶋置目に基づく奄美諸島支配が具体化する寛永期の編年史料を「奄美群島編年史料集稿 寛永年間編」（石上、二〇〇七A）として編纂してみることにした。

「奄美群島編年史料集稿 寛永年間編」の凡例は次の如くである。

1 編年史料は、綱文、史料名、史料文、按文より構成さ

れる。

2 綱文は、前稿では口語体としたが、本稿では文語体とする。

3 史料は、原本や写本を見ることができないもの、史料編纂所に復本が収集されていないものが、少なくない。それらについては、複写版、史料集を適宜使用する。

4 島津家が命じ実施する事柄については、島津家久等の当主名、あるいは島津家の統治機構の役所名（例えば国遣座）や職名を主語とすべきであるが、わかりやすくするために、また命令の主体の識別が容易ではないために、薩摩藩を主語とする場合がある。

5 傍書の説明注は（ ）で囲い、校訂注は〔 〕で囲う。

6 『舊記雜録』後編に収める、『続編島津氏世録正統系図』より転写した史料は、掲載しない。

7 漢字の字体は、史料に従い混用した。「本ノママ」「欠」と注記される文字については、便宜読み取った場合がある。

「奄美群島編年史料集稿 寛永年間編」における新しい試みは、史料・史料集一覽を掲げ典拠とした史料集を一括して提示したこと、綱文・按文を『大日本史料』と同様に文語体にしたことである。綱文は、文語体のほうが、前近代における身分や役職の上下関係や、使役・尊敬を表現しやすいからである。

また、一七世紀以降、膨大な量となる日本・鹿児島藩と琉球国との関係史料は、奄美諸島に関わるもののみを採録すること

とした。なお、寛永年号は二十一年十二月十六日に正保に改元されるが、『大日本史料』に従い、当面、寛永二十年までを対象とした。

### 三 「奄美群島編年史料集稿」補遺の例

「奄美群島編年史料集稿」一〇八、「奄美群島編年史料集稿 寛永年間編」刊行後の、新出の史料や新たに気付いた史料による補遺の一部を次に掲げておきたい。なお、勝原家系図は、喜界文書を伝えた勝山家の系図を近代に写し、勝原家諸世代を書き加えたものとされている。

一五九五年（琉球国中山王尚寧七年・明萬曆二十三年・日本文禄四年・乙未）

正月二十八日 琉球国中山王尚寧、勘樽金ノ女ヲ鬼界嶋東大婆務ニ任ズ、

〔勝原家系図〕  
資料室架蔵復写本

○琉球国之人也、爲喜界嶋郡守而、在于本嶋荒木間切荒木村、妾爲大婆務、賜寶珠垂、生男勘樽金、任満而、兒屬其父母、還於本母、後爲安司、

某 生於琉球國、記録詳于本家、

○勘樽金

徙于荒木間切手久津久村、爲手久津久大役、

女

萬曆<sup>〔唐〕</sup>明朝二十三年正月二十八日、令詔書爲東大婆務、而嫁于東間切長知也、大婆務事、終<sup>〔徒子〕</sup>于他家、

○金樽金

萬曆<sup>〔唐〕</sup>三十一年十月十七日、令詔書爲荒木間切目指也、同三十四年十一月二十八日、令詔書爲手久津久大役、

○是歲ヨリ前、琉球国中山王、勝連親方ヲ鬼界嶋郡守ニ任ジ、尋テ、勝連親方、任満チテ琉球ニ還ヘルト傳フルコト、琉球国中山王勝連親方ノ妾ヲ大婆務ニ任ズト傳フルコト、琉球国中山王、勸樽金ヲ鬼界嶋荒木間切手久津久大屋子ニ任ズト傳フルコト、便宜合叙ス、

一六〇一年（琉球國中山王尚寧十三年・明萬曆二十九年・日本慶長六年・辛丑）

正月十八日 琉球国中山王尚寧、あけるもいヲ大島焼内間切戸円のろニ任ズ、

〔戸円のろ辞令書〕  
○戸円集落  
祭祀資料

志よ里の御ミ事

屋けうちまきりの

とよんのろハ

一人あけるもい<sup>（もとのろのめさしハ）</sup>ル

たまわ里申候

志よ里よりあけるもいか方へまいる

萬曆二十九年正月十八日○紙面ニ、「百里之甲」  
朱印二顆ヲ踏ス、

○本文書ハ、石井嘉生「奄美大島・戸円集落祭祀関係史料」  
『儀礼文化』四一号）ニヨリテ収ム、

○是歲ヨリ前、琉球国中山王、あけるもいノ伯叔母ヲ大島焼内間切戸円のろニ任ズルコト、便宜合叙ス、

一六〇三年（琉球國中山王尚寧十五年・明萬曆三十一年・日本慶長八年癸卯）

十月十七日 琉球國中山王尚寧、鬼界島荒木間切手久津久掟金樽金ヲ鬼界島荒木間切荒木目指ニ任ズ、

〔喜界文書〕  
○九州国立  
博物館所藏

志よ□の御ミ事

きゝやのあらさまきりの

□□のめさしハ

一人□くつくのおきてル

たまわ里申候

志よ里よりてくつくのおきての方へまいる

萬曆三十一年十月十七日○紙面ニ、「百里之甲」  
朱印二顆ヲ踏ス、

〔勝原家系図〕  
○喜界町図書館郷土  
資料室架蔵複写本

勝連親方

○中略、萬曆二十三年正月二十八日ノ條、參看、

某 生於琉球國、記録詳于本家、

○勘樽金

○中略、  
同前、

女

萬曆<sup>(曆)</sup>明朝二十三年正月二十八日、令詔書爲東大婆務、而嫁于東間切長知也、大婆務事、終徒子他家、〔從七〕  
○萬曆二十三年正月二十八日ノ條、參看。

○金樽金

萬曆<sup>(曆)</sup>三十一年十月十七日、令詔書爲荒木間切目指也、同三十四年十一月二十八日、令詔書爲手久津久大役、

○勘樽金

爲荒木目指、慶長十四年、琉球國及諸嶋屬于日本薩摩州、是時、爲與人、慶長十八年九月二十四日、公命家老三原重種・伊勢貞昌而、賜年米十石也、寛永八年、公命家老取上土佐守而、以妻恵久樽、令爲大婆務、其簿書、作卷而藏之、○慶長十八年九月二十四日及比寛永八年九月二十三日ノ條、參看。

女 思菊

荒木間切嘉鉄村浦與人妻、手久津久村中間爲口役、

○琉球国中山王、金樽金ヲ鬼界嶋荒木間切手久津久大屋子ニ任ズルコト、萬曆三十四年十一月二十八日ノ條ニ収ム、

一六〇六年〔琉球國中山王尚寧十八年・明萬曆三十四年・日本慶長十一年・丙午〕

十一月二十八日 琉球国中山王尚寧、金樽金ヲ鬼界嶋荒木間切手久津久大屋子ニ任ズ、

〔喜界文書〕 ○九州国立  
博物館所藏

志よ里の御ミ事

きゝやのあらきまきりの

てくつくの大やこハ

一人あらきめさし尔

たまわり申候

志よ里よりあらきめさしの方へまいる

萬曆三十四年十一月廿八日 ○紙面ニ、「首里之印」  
朱印二顆ヲ踏ス、

〔勝原家系図〕 ○喜界町図書館郷土  
資料室架蔵複写本

勝連親方

○中略、萬曆二十三年正月二十八日ノ條、參看、

某 生於琉球國、記録詳于本家、

○勘樽金

○中略、  
同前、

女

萬曆<sup>(曆)</sup>明朝二十三年正月二十八日、令詔書爲東大婆務、而嫁于東間切長知也、大婆務事、終徒子他家、〔從七〕  
○萬曆二十三年正月二十八日ノ條、參看。

○金樽金

萬曆<sup>(曆)</sup>三十一年十月十七日、令詔書爲荒木間切目指也、同三十四年十一月二十八日、令詔書爲手久津久大役、

○勘樽金

爲荒木目指、慶長十四年、琉球國及諸嶋屬於日本薩摩州、是時、爲與人、慶長十八年九月二十四日、公命家老三原重種・伊勢貞昌而、賜年米十石也、寛永八年、公命家老取上土佐守而、以妻惠久樽、令爲大婆務、其簿書、作卷而藏之、○慶長十八年九月二十四日及比寛永八年九月二十三日ノ條、參看、

女 思菊

荒木間切嘉鉄村浦與人妻、手久津久村中間爲口役、

○琉球国中山王、金樽金ヲ鬼界嶋荒木間切荒木目指ニ任ズルコト、萬曆三十一年十月十七日ノ條ニ収ム、

一六一三年（慶長十八年・明萬曆四十二年・癸丑）

九月二十四日 鹿兒島藩、大島・鬼界嶋・沖永良部島等ノ間切与人等ニ知行ヲ給フル條ニ、次ノ史料ヲ加フ、

〔和眞至氏所藏文書〕

○大和村中央公民館所藏長田（大和）須磨文庫架藏写真版

□□□□○知行目録ノ記載行欠失、

□□□□□間切之内○大嶋西ノ部分欠失、

□□□□○高十石ノ記載行欠失、

□□□□之事、於其地別而依

□□□□宛行畢、田坪字有別紙

□□□□御奉公者、可有御恩賞之

旨、所□仰出也、仍目錄如件、

三原諸右衛門

慶長十八年九月□四日

重種「方印」（重種）

伊勢兵部少輔

貞昌「方印」（敬修）

□□間切（尔志）

よひと

□□

〔喜界文書〕

○九州国立博物館所藏

知行目録

鬼界嶋之内

高拾石

右、知行之事、於其地別而依被召仕、被充行畢、田坪字有別紙、

弥抽御奉公者、可有御恩賞之旨、所被 仰出也、仍目錄如件、

三原諸右衛門

慶長十八年九月廿四日 重種「墨方印」

伊勢兵部少輔

貞昌「墨方印」

鬼界嶋之

よひと（勘樽金）

〔喜界文書〕

○九州国立博物館所藏

知行目録

鬼界嶋之内

高五石

右、知行之事、於其地別而依被召仕、被充行畢、田坪字有別紙、

弥抽御奉公者、可有御恩賞之旨、所被仰出也、仍目錄如件、

三原諸右衛門

慶長十八年九月廿四日 重種「墨方印」

伊勢兵部少輔

貞昌「墨方印」

鬼界嶋

めさし(思徳)

〔勝原家系図〕

○喜界町図書館郷土資料室架蔵復写本

○金樽金

萬歴(標)三十一年十月十七日、令詔書爲荒木間切目指也、同三十四年十一月二十八日、令詔書爲手久津久大役、

○萬歴三十一年十月十七日ノ條及比同三十四年十一月二十八日ノ條、參看、

○勘樽金

爲荒木目指、慶長十四年、琉球國及諸嶋屬于日本薩摩州、是時、爲與人、慶長十八年九月二十四日、公命家老(島津家)三原重種・伊勢貞昌而、賜年米十石也、寛永八年、公命家老取上土佐守、而以妻惠久樽、令爲大婆務、其簿書、作卷而藏之、○寛永八年九月二十三日ノ條、參看、

女 思菊

荒木間切嘉鉄村浦與人妻、手久津久村中間爲口役、

○思徳

爲荒木目指、慶長十八年九月二十四日、公命家老三原重種・伊勢貞昌而、賜年米五石、後爲手久津久與人也、病若年而死、故無子、

女 孫瀬樽

爲大婆務而、志戸桶間切佐手久村嫁于志戸桶與人也、大婆

務事、終又徒于他家、

○思鍋

爲灣間切浦原與人、

思三部

爲手久津久與人、

思蓋

爲手久津久與人、

女 思松

爲手久津久村神船頭、

女 思戸金

爲白水村神船頭、

○是歳ヨリ後、鹿兒島藩、思徳ヲ喜界島荒木間切與人ニ任ズルト、便宜合叙ス、

#### 四 今後の課題

一二六六年から一六四三（寛永二十年）まで、一応、編年史料集稿を作成したが、今後の課題として次のことを考えている。

- 1 綱文・按文は、『大日本史料』にならない、文語体とする。
- 2 近世においても、当面の対象時期とする一八世紀第一四半世紀までは、奄美諸島全域を一元的に記述する。
- 3 奄美諸島史に間接的に関わる事象（薩琉関係史、日琉関係史、中世の薩摩・大隅地域史や倭寇史、鹿兒島藩史など）が、『大日本史料』『大日本古文書』『大日本古記録』等の史料

集に採録されている場合は、それらへの連絡按文を記して、概観できるようにする。

4 検地など、鹿児島藩全域と琉球にわたる事象は、必要な範囲の史料を収載する。

5 可能であれば、一二六六年から遡及して七世紀までの南島関係史料を追補する。

6 『おもろそうし』、地図（琉球図・日本図・東アジア図・世界図、正保・元禄国絵図）、航海日記・漂流記等にも対象を広げる。年が確定できない史料は、便宜、関係の年月日に収録する。

7 編年史料集稿編纂と並行して、「大島要文集」「大島私考」、「列朝制度」道之島関係法制（『藩法集』八上・下）、代官記類（『道之島代官記集成』）等の基礎史料の、編年整理と文書一覧を作成する。

8 奄美諸島史料所在目録作成、奄美諸島史料詳細目録の作成を進める。

### 【注】

(1) 私の南日本文化研究所の奄美諸島学術調査への参加は次の如くである（一九九七年度は、他の用務により不参加）。一九八八年度、笠利町。一九八九年度、和泊町・知名町。一九九〇年度、与論町。一九九一年度、宇検村。一九九二年度、瀬戸内町。一九九三年度、喜界町。一九九四年度、天城町。一九九五年度、名瀬市。一九九六年度、徳之島町・伊仙町。一九九八年度、龍郷町。一九九九年度、名瀬市。二〇〇〇年度、徳之島町。なお、右に掲げた市町村名は中心となる調査地域であり、関連す

る地域も同時に訪問した。

(2) 鹿児島短期大学は、二〇〇一年四月に、同じ学校法人津曲学園の鹿児島国際大学短期大学部となり南日本文化研究所は、同大学の地域総合研究所に統合された。これにより、南日本文化研究所主催の奄美諸島学術調査事業は終わりとなった。

(3) 奄美諸島の歴史認識においては、近世の鹿児島藩による収奪と差別への反感との関わりで、明治期に系図文書焼棄論が強調されるようになった。系図文書焼棄論は、元禄七年（一六九三）の鹿児島藩における士族への文書差出令で元禄八年に間切役人層から記録所に上進された系図・文書が、元禄九年四月二十三日鹿児島大火が鹿児島城に及び焼失した事実をもとに、後代に作られた説であり、鹿児島藩が奄美諸島の歴史を抹殺するために系図・文書を取り上げ焼き棄てたような事実はない（石上、一九九八C。弓削政己「奄美諸島の系図焼棄論―奄美史談」の背景―奄美諸島史把握の基礎的作業―」「沖繩文化研究」三八号、沖繩文化研究所、二〇一二年三月）。

(4) 史料編纂所で史料編纂所歴史情報処理システムのデータベース構築に参加していたことで、重点領域研究『沖繩の歴史情報研究』（一九九四～九七年度）に参加し、山本博文氏や横山伊徳氏と共に島津家文書のマイクロフィルム撮影とデータベース作成を行う機会を得た（石上、一九九八A）。さらに、史料編纂所では、一九九七～九九年度に鹿児島県歴史資料センター黎明館による受託研究『島津家文書』の収集研究<sup>1</sup>で、残りの島津家文書の撮影が行われ、『島津家文書』『旧記雑録』等の重要文化財指定（一九九七年、『島津家文書』は二〇〇二年国宝指定）と、事業終了を記念して、二〇〇〇年に黎明館において企画特別展「奇跡の至宝『島津家文書』―薩摩七〇〇年の歴史が見える―」（二〇〇〇年九月二十九日～一月二十二日）が開催された。さらに、二〇〇二年には『島津家文書マイクロ版集成』が刊行された（東京大学出版会刊、丸善販売）。このような諸事業に関わる過程で、『南島雑話』など、島津家文書中の近世の奄美諸島関係史料にも関心をもつようになった。史料編纂所所蔵島津家文書は旧薩摩藩主島津家に伝わった文書・典籍のうち東京の邸宅に

保管されていたもので、一九五五年から一九五七年にかけて、島津鑑康氏から購入したものである。島津家文書は、近世・中世の文書を中心とした「島津家文書」、幕末維新期から近代に書写された典籍・文書からなる「島津家本」、伊知地季安・季通編『旧記雑録』や諸家文書からなる。島津家本には、『島津家文書目録』三上・下（維新史料編纂事務局編。一九四九年謄写。471.97-7）があり、島津家文書については購入時に作成された『島津家文書目録』三冊（RS4171.97-5）があるが、詳細目録は作成されていなかった。そこで、史料編纂所では、一九七七～八六年に山口啓二教授が中心となり島津家文書の整理を行い、島津家文書基本カード及び同カードからの「島津家文書目録」（一三冊。略目録）を作成していた。これらの情報を基に、マイクロフィルム・ライブラリーの利用による公開のために島津家文書のデータベースを一九九七年度に公開するに至った。

(5)

慶長十八年知行目録及び関係文書には、次のものがある。

○慶長十八年八月十一日役人扶持方定（家老連署状）写。「笠利氏家譜（嫡家本）」所引。本文書は、知行目録ではないが参考のために掲出。

- ①慶長十八年九月十一日役職米宛行状（家老連署状、大嶋笠利間切赤嶺与人（為有）宛）写。「笠利氏家譜（嫡家本）」所引。
- ②慶長十八年九月二十四日大嶋焼内間切目指（思樽金）知行目録写（家老連署状、以下同）。「系図文書写 永代家伝記」（和家文書）所収。
- ③慶長十八年九月二十四日大嶋瀬戸内西間切惣役人知行目録。松岡家文書。首二行欠の正文と、全文の写本あり。今、所在不詳。
- ④慶長十八年九月二十四日大嶋瀬戸内西間切与人知行目録。「長田（大和）須磨文庫」架蔵「和眞至氏所蔵文書」写真版。大和村中央公民館所蔵。原本は今佚。
- ⑤①―1慶長十八年九月二十四日鬼界島東間切与人（勘樽金）知行目録。「喜界文書」、九州国立博物館所蔵。喜界島東間切白水の勝家伝来。
- ⑤②慶長十八年九月二十四日鬼界島東間切与人（勘樽金）知

知行目録（写）。『旧記雑録』後編卷六十八。元禄八年に勘樽金の孫の浦治が記録所に提出した写の写。

⑥慶長十八年九月二十四日鬼界島東間切目指（思徳）知行目録。「喜界文書」。思徳は勘樽金の男。

⑦慶長十八年九月二十四日鬼界島某間切与人某知行目録。「泉家文書」、喜界町山田。アチックミュージ엄編『アチックミュージ엄ム集報』四一・喜界島調査資料第二・喜界島代官記、一九三九年、所収。

⑧慶長十八年九月二十五日永良部島某間切与人（次郎かね）知行目録（写）。「要家文書」。『和泊町誌』所収。

右のうち、⑤①、⑥の二点は、二〇〇二年五月に大阪古典会に「喜界文書」として出陳され、初めて学界に知られるようになり、九州国立博物館に所蔵されるに至ったものである。「喜界文書」は、次の六点からなる。

- ①万暦三十一年（一六〇三）十月十七日きぎやのあらきまきりのあらきめさし（鬼界荒木間切荒木目指）辞令書。宛先の荒木目指は勝連家の金多羅。
- ②万暦三十四年（一六〇六）十一月二十八日きぎやのあらきまきりのてくつくの大やこ（鬼界荒木間切手久津久大屋子）辞令書。宛先の手久津久大屋子は金多羅。
- ③慶長十八年九月二十四日知行目録。勘樽金宛。
- ④慶長十八年九月二十四日知行目録。思徳宛。
- ⑤寛永八年（一六二四）九月二十三日申渡（鬼界嶋役人宛）。勘樽金女房恵久樽を大あむに任ず。
- ⑥享保十三年（一七二八）申七月十六日喜界島代官町田孫七申渡（喜界島六間切與人横目宛）。東大あむを勝連家に任ず。元和九年閏八月二十五日大嶋置目には、次のものがある。
- ①松岡家文書本。「名瀬市史編纂委員会資料」複写版及びハワイ大学所蔵フィルム版の原本画像。所在不詳。
- ②笠利氏家譜（嫡家本）所引本（写）。奄美博物館所蔵複写版。
- ③和眞至氏所蔵本。「長田（大和）須磨文庫」架蔵写真版の原本画像。原本今佚。
- ④「系図文書写 永代家伝記」本（写）。和家文書。大和村教育

委員会所蔵。元禄八年記録所進上本(写)の控(写)の写の写。

⑤『大島要文集』所引本。東京大学史料編纂所所蔵「島津家本」、国事鞅掌資料。『奄美史料』二(鹿児島県立図書館奄美分館、一九七一年)に翻刻版。

⑥『島津家列朝制度』卷十四所引本。藩法研究会編『藩法集』八上、鹿児島藩上、創文社、一九六九年。

「歴代制度」卷十五(『鹿児島県史料』旧記雑録拾遺家わけ十・薩摩藩法令史料集二、二〇〇四年)に同文を収録する。

⑦『琉球征伐記』所引本。鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫。石上、二〇一一年。

⑧泉家文書本。首題、「鬼界嶋置目」。アチックミュージアム編『アチックミュージアム彙報』四一・喜界島調査資料第二・喜界島代官記、一九三九年 所収。

⑨『南聘紀考』卷下・元和九年閏八月条所引本。東京大学史料編纂所所蔵島津家本(伊知地季安稿本)。漢文訳版。

### 【石上英一論文等一覽】

○発表順

「奄美群島編年史料集稿」一『南日本文化』二二二号、鹿児島短期大学付属南日本文化研究所、一九九〇年三月

「奄美群島編年史料集稿」二『南日本文化』二三三号、一九九一年七月

「奄美群島編年史料集稿」三『南日本文化』二四四号、一九九二年三月

「古奄美諸島社会史研究の試み」『南日本文化研究所叢書』一八号、鹿児島短期大学付属南日本文化研究所、一九九三年三月 A

「奄美群島編年史料集稿」四『南日本文化』二六号、一九九三年八月 B

「奄美群島編年史料集稿」五『南日本文化』二七号、一九九四年八月

「奄美群島編年史料集稿」六『南日本文化』二八号、一九九五年八月

「奄美群島編年史料集稿」七『南日本文化』三〇号、一九九七年八月

「島津家文書マイクロフィルム集成・島津家文書目録データベースの作成」、平成六年度～平成九年度文部省科学研究費補助金・重点領域研究「沖繩の歴史情報研究」(領域代表者・岩崎宏之) 研究成果報告書「沖繩の歴史情報研究」、一九九八年三月 A

「奄美群島編年史料集稿」八『南日本文化』三二一、一九九八年八月

B

「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」吉田晶編『日本古代の国家と村落』、塙書房、一九九八年 C

「古奄美諸島社会研究の視角」『国文学 解釈と教材の研究』四四卷一、一九九九年九月

「琉球の奄美諸島支配の諸段階」『歴史評論』六〇三号、二〇〇六年六月 A

「古琉球時代の奄美諸島」『南日本文化』三二二号、鹿児島短期大学付属南日本文化研究所、二〇〇〇年九月 B

「奄美諸島史を学ぶ」『史学雑誌』一一〇編三号、二〇〇一年三月(史学会編『歴史の風』、刀水書房、二〇〇七年一月、再掲)

「古奄美諸島社会史―一四～一六世紀の奄美―」『黎明館調査研究報告』一四集、鹿児島歴史資料センター黎明館、二〇〇一年三月

「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提」『日本の律令制の展開』、吉川弘文館、二〇〇三年五月

「歴史と素材」『日本の時代史』三〇、吉川弘文館、二〇〇四年一月

「奄美の古代史とその魅力」『芸香草』二四集、鹿児島県立図書館、二〇〇五年一月 A

「奄美諸島編年史料集稿一」(綱文一覽) 文部省科学研究費補助金特別推進研究(COE) 研究成果報告書『前近代日本の史料遺産プロジェクト報告集』二〇〇四、二〇〇五年三月 B

「奄美諸島社会における慶長十八年知行目録」『黎明館調査研究報告』一八集、鹿児島歴史資料センター黎明館、二〇〇五年三月 C

「南島雑話とその周辺」一『画像史料解析センター通信』二九号、二〇〇五年四月 D

「南島雑話とその周辺」二『画像史料解析センター通信』三〇号、二〇〇五年七月 E

「南島雑話とその周辺」三『画像史料解析センター通信』三十一号、二〇〇五年一月 F

「南島雑話とその周辺」四『画像史料解析センター通信』三二号、二〇〇六年一月 A

「元和九年大嶋置目の基礎的研究」『黎明館調査研究紀要』一九集、鹿児島歴史資料センター黎明館、二〇〇六年三月 B

- 「南島雑話とその周辺」五『画像史料解析センター通信』三三三号、二〇〇六年四月 C
- 「南島雑話とその周辺」六『画像史料解析センター通信』三四号、二〇〇六年七月 D
- 「南島雑話とその周辺」七『画像史料解析センター通信』三五号、二〇〇六年一月 E
- 「奄美群島編年史料集稿 寛永年間編」『東京大学史料編纂所研究紀要』一四号、二〇〇七年三月 A
- 「南島雑話とその周辺」八『画像史料解析センター通信』三七号、二〇〇七年四月 B
- 「南島雑話とその周辺」九『画像史料解析センター通信』三九号、二〇〇七年一月 C
- 「南島雑話とその周辺」一〇『画像史料解析センター通信』四〇号、二〇〇八年一月 A
- 「南島雑話とその周辺」一一『画像史料解析センター通信』四一号、二〇〇八年四月 B
- 「南島雑話とその周辺」一二『画像史料解析センター通信』四二号、二〇〇八年七月 C
- 「南島雑話とその周辺」一三『画像史料解析センター通信』四三号、二〇〇八年一月 D
- 「枝葉と根幹」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』七六号、二〇〇九年三月 A
- 「南島雑話とその周辺」一四『画像史料解析センター通信』四四号、二〇〇九年一月 B
- 「南島雑話とその周辺」一五『画像史料解析センター通信』四五号、二〇〇九年四月 C
- 「南島雑話とその周辺」一六『画像史料解析センター通信』四六号、二〇〇九年七月 D
- 「南島雑話とその周辺」一七『画像史料解析センター通信』四七号、二〇〇九年一月 E
- 「南島雑話とその周辺」一八『画像史料解析センター通信』四八号、二〇一〇年一月
- 「元和九年大嶋置目の一史料」『日本歴史』七五三号、二〇一一年二月

号、吉川弘文館

「奄美遺産から日本列島史を見直す」『じんもんこん九三』情報処理学会・人文科学とコンピュータ研究会・第九三回人文科学とコンピュータ研究発表会、二〇一二年一月 A

「私の原因」『日本国家の起源』『法と経済の一般理論』『近世奄美の支配と社会』『歴史評論』七五二号、二〇一二年二月 B

○分類

(1) 奄美諸島史概観

「古奄美諸島社会史研究の試み」一九九三年、「古奄美諸島社会研究の視角」一九九九年、「琉球の奄美諸島支配の諸段階」二〇〇〇年、「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」一九九八年、

「古琉球時代の奄美諸島」二〇〇〇年、「古奄美諸島社会史」一四〜一六世紀の奄美」二〇〇一年、「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提」二〇〇三年、「歴史と素材」二〇〇四年、「奄美諸島社会における慶長十八年知行目録」二〇〇五年、「元和九年大嶋置目の基礎的研究」二〇〇六年

(2) 南島雑話研究

「南島雑話とその周辺」一〜一八、二〇〇五〜二〇一〇年

(3) 奄美諸島史への取り組み

「奄美の古代史とその魅力」二〇〇五年、「奄美諸島史を学ぶ」二〇〇一年、「枝葉と根幹」二〇〇九年、「奄美遺産から日本列島史を見直す」二〇一二年、「私の原因」二〇一二年

(4) 奄美諸島編年史料

「奄美群島編年史料集稿」一〜八、一九九〇〜一九九八年、「奄美諸島編年史料集稿一」(網文一覽)二〇〇五年、「奄美群島編年史料集稿 寛永年間編」二〇〇七年三月

(5) その他

「島津家文書マイクロフィルム集成・島津家文書目録データベースの作成」一九九八年